

第5回 由仁町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和5年5月26日 午後5時から
- 2 開催場所 由仁町役場3階大会議室
- 3 議事日程
 - 日程第1 議事録署名委員の指名
 - 日程第2 会期の決定
 - 日程第3 議案第1号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
(所有権移転1件、賃貸借7件)
 - 日程第4 議案第2号 土地の現況証明願について(2件)
 - 日程第5 議案第3号 令和4年度最適化活動の点検・評価について

4 出席
委員

1番 本間俊明	2番 高嶋雅彦	3番 中道雅彦
4番 川端敦	5番 杉本道哉	6番 上野祐司
7番 鷺見幸生	8番 森長正徳	9番 橋口善一郎
10番 松田一博	11番 北川正則	12番 西田勝敏
13番 田中昭一	14番 川崎浩樹	15番 佐藤弘之

5 事務局
説明員

局長 青木祐次 主査 高山亮一

局長 皆さま、ご起立願います。
一同、礼。よろしくお願いします。
ご着席ください。

局長 ただいまから令和5年第5回総会を開会いたします。
開会にあたりまして、上野会長からご挨拶をいただきます。

会長 挨拶

局長 これからは、会議規則第4条の規定により、会長が総会の議長となり、議事を進行していただきます。
よろしくお願いします。

議長 本日招集いたしました令和5年由仁町農業委員会第5回総会の出席者は15名です。

議長 委員の過半数に達しておりますので、会議規則第6条の規定により、第5回総会は成立いたしました。
それでは、本日の議事日程に基づき執り進めます。

議長 日程第1、議事録署名委員を会議規則第13条第2項の規定により私から指名いたします。
3番 中道委員、4番 川端委員を指名いたしますが、ご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
次に、日程第2、会期の決定についておはかりいたします。
本日の総会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 意義ないものと認めます。
よって、本総会の会期は本日1日限りといたします。

議長 それでは、日程第3、議案第1号『旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について』を議題といたします。

事務局から内容の説明を求めます。

(議案朗読)

局長 議案第1号『旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について』

旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、由仁町より決定を求められた別紙農用地利用集積計画の決定について、その可否の決定を求めるものでございます。

内容については、高山主査から説明させますので、ご審議くださいようお願いします。

(内容説明)

主査 議案第1号について、ご説明いたします。

本件は、所有権移転の売買が1件、賃貸借が7件の農用地利用集積計画です。利用権の設定時期については、集積計画公告予定日の5月30日です。

本件の譲受人及び借受人である農業者は、
農用地利用集積計画の内容が由仁町の基本構想に適合する。

全ての農用地について耕作または養畜を行う。

農作業に常時従事する。

対象農地の関係権利者の同意が得られていること。

の各要件を全て満たしているものと判断しております。

それでは議案2ページをお開きください。

1番ですが、5月10日に開催されたあっせん会において所有権移転が決定された売買でございます。

土地の所在は光栄394の1筆の田で、面積は11,801㎡です。

売買価格は■■■■円、単価は、10aあたり■■千円でございます。

譲渡人は、札幌市中央区の■■■■氏、譲受人は、古山自治区の■■■■氏です。

農地の所在を説明しますので、議案資料1ページをお開きください。

農地は国道234号線と町道旧国道線の間で、町道第1伏見線沿いのあっせん申出地と白線で囲まれている農地でございます。

議案 3 ページをお開きください。

2 番以降については、賃貸借の案件です。

2 番ですが、土地の所在は、古川 125-1 の 1 筆の田で、面積は 51,000 m²です。

賃貸借期間は、令和 5 年 11 月 30 日までの 1 年間で、賃貸借料は、10a 当たり ■■■■■ 円、年間 ■■■■■ 円です。

貸主は、由仁 8 区の ■■■■■ 氏、借主は、古川自治区の ■■■■■ 氏で、更新の案件です。

3 番ですが、土地の所在は、古山 625-1 の 1 筆の畑で、面積は 10,000 m²です。

賃貸借期間は、令和 5 年 11 月 30 日までの 1 年間で、賃貸借料は、10a 当たり ■■■■■ 円、年間 ■■■■■ 円です。

貸主は、古山自治区の ■■■■■ 氏、借主は、同じく古山自治区の ■■■■■ で、新規の案件です。

4 番ですが、土地の所在は、川端 1430 の 1 筆の畑で、面積は 6,365 m²です。

賃貸借期間は、令和 5 年 11 月 30 日までの 1 年間で、賃貸借料は、10a 当たり ■■■■■ 円、年間 ■■■■■ 円です。

貸主は、川端自治区の ■■■■■ 氏、借主は、安平町追分の ■■■■■ で、新規の案件です。

5 番ですが、土地の所在は、川端 1433、1434 の 2 筆の田で、合計面積は 14,462 m²です。

賃貸借期間は、令和 5 年 11 月 30 日までの 1 年間で、賃貸借料は、10a 当たり ■■■■■ 円、年間 ■■■■■ 円です。

貸主は、川端自治区の ■■■■■ 氏、借主は、安平町追分の ■■■■■ で、新規の案件です。

6 番については、2 月の総会で決定し、公益財団法人北海道農業公社が買入した農地を農地保有合理化事業参加者に対し賃貸借するものです。

土地の所在は西三川 117-1 から 125 の 4 筆の田で、合計面積は 56,436 m²です。

賃貸借期間は、令和 10 年 3 月 23 日までの 5 年間で、賃貸借料は、年間 ■■■■■ 円です。

貸主は、公益財団法人北海道農業公社、借主は、事業参加者の西三川自治区の■■■■氏です。

以上で議案第1号の1番から6番までの説明を終わります。

議長 議案第1号の1番から6番までの内容の説明が終わりましたので、質疑に入ります。
ご質問等ございませんでしょうか。

各委員 ありません。

議長 質疑がないようですので採決に入ります。
議案第1号の1番から6番までについては、農用地利用集積計画により取り扱うことにご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
よって、議案第1号の1番から6番までについては、農用地利用集積計画により取り扱うことに決定いたしました。

議長 議案第1号の7番を議題とする前に、会議規則第10条の関係から■■■■には退席していただき、議事を進めます。

■■■■

議長 それでは、議案第1号の7番の議事を進めます。
事務局から内容の説明を求めます。

主査 7番ですが、こちらについても2月の総会で決定し、公益財団法人北海道農業公社が買入した農地を農地保有合理化事業参加者に対し賃貸借するものです。

土地の所在は西三川 306-1 の1筆の田で、面積は 15,161 m²です。

賃貸借期間は、令和10年3月23日までの5年間で、賃貸借料は、年間■■■■円です。

貸主は、公益財団法人北海道農業公社、借主は、事業参加者の西三川自治区の■■■■氏です。

以上で議案第1号の7番の説明を終わります。

以上で議案第 1 号の 8 番の説明を終わります。

代理 議案第 1 号の 8 番の内容の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

ご質問等ございませんでしょうか。

各委員　ありません。

代理 質疑がないようですので採決に入ります。
議案第 1 号の 8 番については、農用地利用集積計画により取り扱うことにご異議ありませんか。

各委員　ありません。

代理 異議ないものと認めます。
よって、議案第1号の8番については、農用地利用集積計画により取り扱うことに決定いたしました。

代理 議案第 1 号の 8 番については、農用地利用集積計画により取り扱うことに決定いたしましたので、[REDACTED]に報告します。

代理 この後の議事進行は、会長にお戻しいたします。

議長 次に、日程第４、議案第２号『土地の現況証明願について』を議題といたします。事務局より内容説明を求めます。

(議案朗讀)

局長 議案第2号『土地の現況証明願について』
土地の現況について、現況地目記載のとおり証明願いがあったので、証明の可否の決定を求めるものでございます。
内容については、高山主査から説明させますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

(内容説明)

主査 議案第2号について、ご説明いたします。
本件は2件で、登記地目を現況地目と同じ地目へ変更すること

を目的に、地目変更登記を行うための証明願いです。

申請地については、本日、会長他6名の役員で確認をしております。

議案の5ページをお開きください。

1番ですが、現況証明の申請者は、山形自治区の■■■■氏です。

申請地は山形144-3で、公簿地目が畑となっておりますが、現況地目は既に山林となっており、農地ではございません。

図面により、申請地の所在を説明しますので、議案の6ページをお開きください。

申請地は、山形地区にある■■■■氏住宅北側の白線で囲まれた箇所、現況のとおり、多くの樹木が生い茂っている状況の土地であります。

議案の5ページにお戻りください。

2番ですが、現況証明の申請者は、由仁8区の■■■■氏です。

申請地は古川125-2、125-3の2筆で、公簿地目が田となっておりますが、現況地目は既に宅地となっており、農地ではございません。

図面により、申請地の所在を説明しますので、議案7のページをお開きください。

申請地は、古川地区にある■■■■の道路向かいの白線で囲まれた箇所、倉庫等が立っており、現状は倉庫敷地として使用している状況であります。

以上で、議案第2号の説明を終わります。

議長 内容の説明が終わりましたので質疑に入ります。
ご質問等ございませんでしょうか。

各委員 ありません

議長 質疑がないようですので採決に入ります。
議案第2号については、当農業委員会として土地の現況地目に記載のとおり証明することにご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
よって、議案第2号については、当農業委員会として土地の現況地目に記載のとおり証明することに決定いたしました。

議長 次に、日程第5、議案第3号『令和4年度最適化活動の点検・評価について』を議題といたします。
事務局より内容説明を求めます。

(議案朗読)

局長 議案第3号『令和4年度最適化活動の点検・評価について』
令和4年度最適化活動の実施状況及び達成状況の点検・評価を行ったので、その承認の決定を求めるものでございます。
内容については、高山主査から説明させますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

(内容説明)

主査 議案第3号について、ご説明いたします。
昨年4月に決定した令和4年度最適化活動の目標設定等について、令和4年度の実績に基づき点検・評価を行ったものであります。
この点検・評価については、平成21年度から国の通知に基づき毎年実施しているものであり、本日、この総会で決定いただいた後は、点検・評価結果を北海道へ報告することとなります。
それでは、内容について説明をいたしますので、議案資料2ページをお開きください。
(資料により内容説明)
以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので質疑に入ります。
ご質問等ございませんか。

各委員 ありません

議長 質疑がないようですので採決に入ります。
議案第3号については、提案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
よって、議案第3号については、提案のとおり決定しました。

議長 おはかりいたします。
本日予定しておりました議案については、すべて終了いたしましたので、総会を閉会とし、その他の事項については、閉会后引き続き協議いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
よって、本日の総会は、これをもって閉会といたします。

(閉会時間 17 時 15 分)

議事録署名委員

3 番 中道 雅彦



4 番 川 端 敦

